

秋田県公報

目次

告示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(一四〇・大曲保健所)
 結核予防法による医療機関の指定(一四一・大曲保健所)
 保安林の指定解除の予定(一四二・仙北総合農林事務所)
 都市計画の変更による送付図書の縦覧(一四三・都市計画課)
 都市計画事業の認可(一四四・北秋田建設事務所)
 道路区域の変更(一四五・道路環境課)
 道路区域の変更及び供用開始(一四六・道路環境課)
 平成十四年度二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(一四七・建築住宅課)
 公告
 土地改良区の役員の住所の変更の届出(北秋田総合農林事務所)
 市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(由利総合農林事務所)

告示

秋田県告示第四百十号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示す

郡市町村大字字地番	森林の所在場所	全面積	保安林面積	保安林解除面積見込み	指定の目的	解除の理由
(平方メートル)		(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)		

平成十四年三月五日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
平野整形外科 リニック	大曲市角間川町字八幡前二百八十五号一番地	平成十四年一月三十一日

秋田県告示第四百十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年三月五日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
平野整形外科 リニック	大曲市角間側川町八幡前二百八十五号一番地	平成十四年二月二日

秋田県告示第四百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年三月五日

秋田県知事 寺田典城

仙北郡	田沢湖町	玉川	下水無	四十の四 八	四一、四九二	四・一四九二	四・一四九二	〇・〇五六二	なだれの危 険の防止	道路用地とするた め
-----	------	----	-----	-----------	--------	--------	--------	--------	---------------	---------------

(関係図面は省略し、林務部森林土木課及び仙北総合農林事務所並びに仙北郡田沢湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、天王町長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年三月五日

一 縦覧に供すべき図書

秋田都市計画下水道(天王町公共下水道)の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年三月五日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	三百九十七号	雄勝郡東成瀬村岩井川字城下一一七番五から字大石八八番地先まで	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			三百九十七号	雄勝郡東成瀬村岩井川字城下一一七番五から字大石八八番地先まで		六・五〇〇一七・〇〇〇	二・四六一
				雄勝郡東成瀬村岩井川字城下一一七番五から字大石八八番地先		六・五〇〇一七・〇〇〇	二・四六一
						一四・〇〇〇五六・〇〇〇	二・四四九

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 一 施行者の名称
大館市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大館都市計画道路事業三・三・九号有浦東台線及び三・五・四号新町線
- 三 事業施工期間
平成十四年三月五日から平成十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - (一) 収用の部分
大館市東台四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、柄沢字小柄沢及び丸山地下内
 - (二) 使用の部分
なし

秋田県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年三月五日

秋田県知事 寺田典城

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
- 期間 平成十四年三月五日から同月十八日まで

秋田県告示第四百十六号

- 一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県 道	新	旧	本荘岩城線	"	由利郡大内町岩谷町字向川端九九番地先から字田ノ尻八二番四地先まで	五・三〇〇～二五・〇〇〇	〇・二二〇

- 二 供用開始の期日 平成十四年三月六日

- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
- 期間 平成十四年三月五日から同月十八日まで

秋田県告示第四百十七号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第十三条の規定により、平成十四年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)第十三条の規定に基づき、告示する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第十五条の十七第一項の規定により、秋田県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成十四年三月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 試験の日時及び場所

- (一) 二級建築士試験

- (1) 学科の試験

- ア 日時 平成十四年七月七日(日)午前十時から午後五時十分まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十四年三月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- イ 場所 秋田県J Aビル(秋田市八橋字成川原六十四番二号)

- (2) 設計製図の試験

- ア 日時 平成十四年九月二十九日(日)午前十一時三十分から午後四時まで

- イ 場所 秋田市文化会館(秋田市山王七丁目三番一号)

- (二) 木造建築士試験

- (1) 学科の試験

- ア 日時 平成十四年七月二十八日(日)午前十時から午後五時十分まで

- イ 場所 秋田市文化会館(秋田市山王七丁目三番一号)

- (2) 設計製図の試験

- ア 日時 平成十四年十月十三日(日)午前十一時三十分から午後四時まで

- イ 場所 秋田建築専門学校(秋田市茨島一丁目四番七十一号)

- 二 学科の試験の科目

- 建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

- 三 受験資格

- 法第十五条各号のいずれかに該当する者

- 四 受験申込みに必要な書類

- 受験申込書

- (二)(一) 添付書類

公 告

- 五 受験資格を有することを証する書類
 - (1) 受験資格を有することを証する書類
 - (2) 写真二枚
- 五 受験申込書用紙の交付
 - (一) 期間 日曜日及び土曜日を除き、平成十四年四月一日(月)から同月十二日(金)まで
 - (二) 場所 社団法人秋田県建築士会の事務所(中央支部以外の各支部の事務所を含む。)
- 六 受験申込書の受付
 - (一) 場所及び期間
 - (1) 社団法人秋田県建築士会の事務所(秋田市大町四丁目三番十四号デントアルビル三階)においては、平成十四年四月八日(月)から同月十二日(金)まで
 - (2) 社団法人秋田県建築士会北秋支部の事務所(大館市水門前七十五番四号株式会社イトウ内)においては、平成十四年四月八日(月)及び同月九日(火)時間 午前十時から午後四時まで
 - (二) 受験申込方法
 - 七 受験申込書は、直接受付場所に提出すること。
 - 八 受験手数料
 - (一) 額 一万三千九百円
 - (二) 納付方法 郵便為替により、財団法人建築技術教育普及センターに納付すること。
- 九 合格者の発表

平成十四年十二月中旬に秋田県公報に登載するとともに、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

なお、学科の試験については、平成十四年九月中旬に合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。
- 十 試験についての問い合わせ先
 - 財団法人建築技術教育普及センター東北支部(電話〇二二 二二三 三三四五)
 - 社団法人秋田県建築士会(電話〇一八 八六三 六三四八)
- 十一 その他

設計製図の試験の課題は、平成十四年六月下旬から試験当日まで、財団法人建築技術教育普及センター東北支部及び社団法人秋田県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験会場に掲示する。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市十二所土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 変更前の理事の住所及び氏名
 - 大館市十二所字一の地二十五番地の一
 - 黒田 重 勇
- 二 変更後の理事の住所及び氏名
 - 大館市十二所字水上六番地三
 - 黒田 重 勇

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、東由利町からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業(東由利地区中山間地域総合整備事業)計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年三月六日から同年四月三日まで
- 三 縦覧場所 東由利町役場

発行者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号
 印刷所 秋田県印刷株式会社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(0862)8766 FAX(0863)0005
 E-mail: matsubaras@matubarasatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄

